

独立性に関する法改正対応解釈指針 第1号（中間報告）

被監査会社等の株式保有又は出資について

平成16年1月15日
日本公認会計士協会

本指針の目的

1. 監査責任者たる公認会計士、監査法人の関与社員（改正公認会計士法においては「業務執行社員」を指す。）等は、従前より、その独立性保持の観点から、公認会計士法第24条及び第34条の11並びに公認会計士施行令第7条及び第8条により、株式保有又は出資等の著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類について法第2条第1項業務を行うこと又は関与することが禁止されていた。しかしながら、株式保有又は出資の関係にあっては、公認会計士法施行令第7条第1項第4号ただし書きにより、5,000株未満の株式又は25万円未満の出資について除外規定が置かれていた。

本指針は、改正公認会計士法施行令（以下「改正施行令」という。）第7条第1項第4号において当該除外規定が削除されたことにより、関与先の株式保有又は出資が一切禁止されたことに伴う留意事項を念のために通知することを目的としている^注。

なお、当協会倫理規則では、「独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならない」（第14条）旨規定し、関係や外観の例示に「会員が関与先の株式を保有している場合」が含まれられている。

留意事項

2. 改正前の公認会計士法及び公認会計士法施行令における除外規定により、被監査会社等の5,000株未満の株式を有し、又は25万円未満の出資を行っている公認会計士等がいれば、譲渡制限が付された株式又は未公開株式であっても、改正公認会計士法（以下「改正法」という。）適用日前に株式又は出資を処分するか、又は改正法適用日以降の会計期間の監査に関与しないかの選択を行うこととなる。

3. 改正施行令第7条第1項第4号ただし書きの一部改正は、施行日（平成16年4月1日）以後に開始する会計期間に係る法第2条第1項業務から適用される。

したがって、法令で株式保有又は出資が禁止されることとなる時期の開始日は、被監査会社等の決算日によって異なる。

（1）例 - 3月決算会社の場合

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの会計期間から適用されるため、平成16年3月31日までに株式又は出資を処分する必要がある。

（2）例 - 2月決算会社の場合

平成17年3月1日から平成18年2月28日までの会計期間から適用されるため、平成17年2月28日までに株式又は出資を処分する必要がある。

4. 例えば、2月決算会社である被監査会社等の株式又は出資を処分する場合、平成17年3月1日前に処分すれば法令に抵触することはない。しかし、既に被監査会社等の

株式保有は倫理規則等により自主規制されていたことに鑑み、速やかに処分することが望ましい。

5. 除外規定（改正施行令第7条第1項第4号ただし書き）として、相続又は遺贈により被監査会社等の株式又は出資を取得した場合は、取得後一年内に処分すれば足りることとなっている。なお、本人の意図によらず、合併等により被監査会社等の株式を止むを得ず保有することとなった場合は、速やかに処分すれば足りるものと考えられる。

以上

注 公認会計士及び監査法人は、従前より、その独立性保持の観点から、旧公認会計士法第24条及び第34条の11により著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類について法第2条第1項業務を行うことが禁止されていた。監査責任者及びその配偶者、監査法人による監査の場合には当該監査の関与社員（改正法においては「業務執行社員」を指す。）及びその配偶者、並びに証券取引法監査における監査補助者による被監査会社の株式の保有及び被監査会社等への出資は、旧公認会計士法施行令（以下「旧施行令」という。）及びその規定を準用した財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下「旧監査証明府令」という。）により原則禁じられていた。さらに証券取引法による連結財務諸表の監査においては被監査会社の連結子会社・持分法適用会社についても、被監査会社と同様に規制されていた。

ただし、旧施行令第7条第1項第4号ただし書きは、5,000株未満の株式保有及び25万円未満の出資につき除外規定を置いており、さらにこの規定は旧監査証明府令においても準用されていたため、法令上は、上記の者が5000株未満の株式の保有又は25万円未満の出資を行っても著しい利害関係には該当しないものとされていた。

公認会計士法改正に伴う政令・府令の整備において、公認会計士法施行令第7条第1項第4号ただし書きが一部改正され、「その有する株式の数が5,000株未満である場合」及び「その有する出資が25万円未満である場合」が削除されたことにより、今後は法令上も、監査責任者及びその配偶者、監査法人による監査の場合には当該監査の業務執行社員及びその配偶者、さらに証券取引法監査における監査補助者は、被監査会社等及びその連結子会社及び持分法適用会社への株式投資及び出資は一切許されないこととなった。